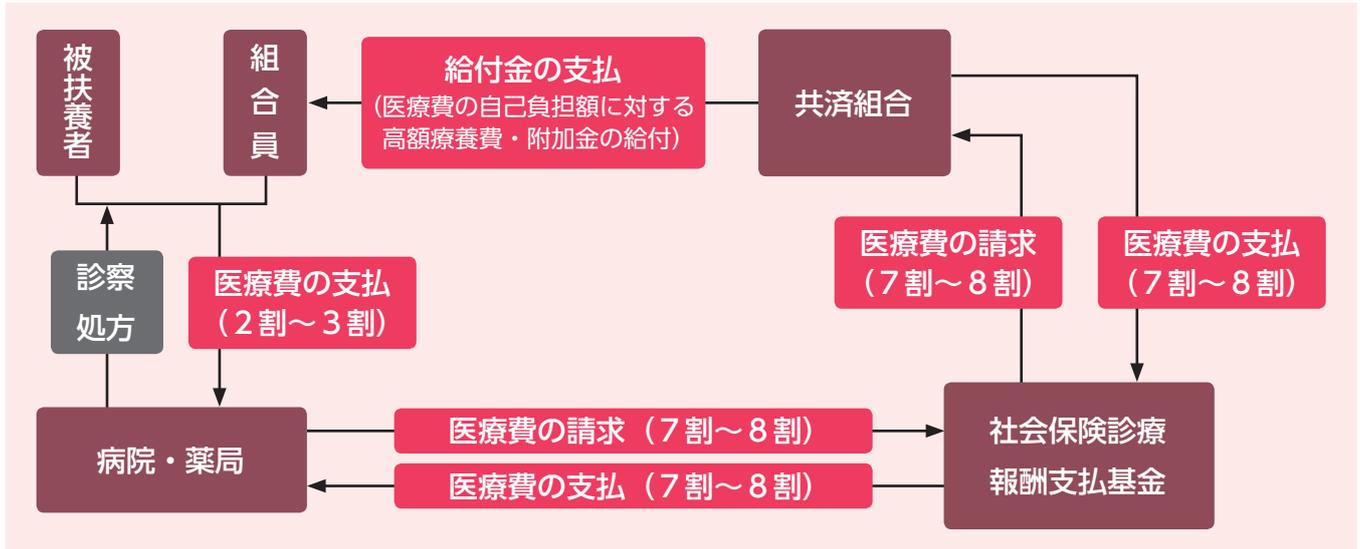


給付のしくみご存知ですか？

病気やけがをして、病院や薬局等の窓口で組合員証等を提示し、診察・処方を受けた際は、自己負担として医療費総額の2割から3割を支払い、7割から8割を共済組合が支払基金を経由し、医療機関等へ支払います。

また、自己負担が高額になった場合は、高額療養費や附加金を共済組合が組合員へ支払います。

〈図1〉 給付のしくみ



● 法定給付〈保険給付〉

給付の種類	給付事由	給付内容
療養の給付	公務によらない病気やけがで医療機関等を受診したとき	7割給付 高齢受給者については8割給付 (一定以上所得者は7割給付)
入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき	食事療養に要した費用 －食事療養標準負担額 (1食につき460円)
入院時生活療養費	入院時に生活療養を受けたとき	生活療養に要した費用 －生活療養標準負担額 (食事1食460円、居住費1日370円)
保険外併用療養費	保険医療機関等で先進医療を受けたとき	7割給付 (高齢受給者については療養の給付と同様)
療養費 家族療養費	・保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めたとき ・病気やけがで医療機関等を受診したとき (例：証不携帯による受診、治療用器具の作成 等)	7割給付 高齢受給者については8割給付 (一定以上所得者は7割給付)
訪問看護療養費 家族訪問介護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき	7割給付 高齢受給者については8割給付 (一定以上所得者は7割給付)
移送費 家族移送費	療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めたとき	実費支給
高額療養費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額のとき	〈図2〉 参照

〈図2〉

所得区分	適用区分	自己負担限度額	多数回該当 (※)
標準報酬月額 830,000 円以上	ア	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
標準報酬月額 530,000 円以上	イ	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
標準報酬月額 280,000 円以上	ウ	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
標準報酬月額 260,000 円以上	エ	57,600 円	44,400 円
低所得者 (住民税非課税)	オ	35,400 円	24,600 円

※多数回該当……同一世帯で、その月前 12 月以内に 3 回以上の高額療養費が支給されている場合

● 附加給付

科 目	所得区分	基礎控除額
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一 般	25,000 円
	上 位	50,000 円
合算高額療養費に伴う 一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	一 般	50,000 円
	上 位	100,000 円

※ 1) 所得区分「一般」は、標準報酬月額 530,000 円未満の者

※ 2) 所得区分「上位」は、標準報酬月額 530,000 円以上の者

※ 3) 合算高額療養費とは、世帯合算など複数のレセプトが合算され、高額療養費を算定する場合

給付の種類		給付事由	給付内容
組合員に対する給付	一部負担金払戻金	自己負担額が基礎控除額を超えたとき	自己負担額 - 基礎控除額 (100 円未満切り捨て) (1,000 円未満は不支給)
被扶養者に対する給付	家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金		

例) 組合員が外来診療で 1 ヶ月の医療費が 47 万円かった場合 [適用区分 ウ〈図2〉]

○ 高額療養費

$$80,100 \text{ 円} + (470,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1 \% = 82,130 \text{ 円 (自己負担限度額)}$$

$$141,000 \text{ 円 (医療費の 3 割分)} - 82,130 \text{ 円 (自己負担限度額)} = 58,870 \text{ 円 (高額療養費)}$$

○ 一部負担金払戻金

$$82,130 \text{ 円 (自己負担限度額)} - 25,000 \text{ 円 (基礎控除額)} = 57,130 \text{ 円}$$

高額療養費と一部負担金払戻金を
組合員へ支払います。

100 円未満切り捨て

$$= 57,100 \text{ 円 (一部負担金払戻金)}$$

※次号は、出産費・埋葬料・休業給付についてお知らせします。